

「大阪 川の日」イベントの取組みについて

村上 麗

大阪府都市整備部河川室河川環境課 (〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 2-1-22)

国土交通省では、毎年7月を「河川愛護月間」と定めており、大阪府においてもこの月間に、河川に対する府民の理解と関心を深めることに取り組んでいる。

大阪府では河川愛護の更なる普及・啓発のため、平成22年、7月のうち特に7月7日を「大阪・川の日」と定め、毎年度「河川愛護功績者表彰式」及び「大阪・川の日写真コンクール表彰式」を併せて開催する「大阪・川の日」イベントを実施している。

本論文は、これらの取組みについて報告するとともに、実施8回目を迎える「大阪・川の日写真コンクール」の更なる普及・啓発のための取組みについて考察するものである。

キーワード 河川愛護 住民参加 川の日

1 はじめに

国土交通省では、毎年7月1日から31日までを「河川愛護月間」と定め、地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生、地域社会と河川との関わりの再構築、河川愛護意識の醸成、河川の適切な利用の推進などの運動を実施している。

また、平成8年度から7月7日を川の日と定め、地方公共団体、川に関するNPO等に幅広く「川の日」を契機とした河川に関する諸活動の推進を呼びかけたり、河川と国民との関わりとその歴史、河川の持つ魅力等について広く国民の理解と関心を深めるような各種行事、活動を実施したりしている。

2 大阪・川の日とは

このような全国的な河川愛護に関する取組みの高まりを受け、大阪府においても独自の河川愛護活動に取り組むことを検討し始めることになった。

検討の結果、平成22年、大阪府においても7月のうち特に7月7日を「大阪・川の日」と定め、「河川愛護功績者表彰式」及び「大阪・川の日写真コンクール表彰式」を併せて開催する「大阪・川の日」イベントを実施することとなった。

幸いにも「河川愛護功績者表彰」及び「大阪・川の日写真コンクール」は好評を博し、写真コンクールの実施は今年度で第8回目を迎える予定である。

次に「大阪・川の日」の主な取組みである「河川愛護功績者表彰」及び「大阪・川の日写真コンクール」について詳細を述べる。

3 「河川愛護功績者表彰」について

(1) 河川愛護功績者表彰の概要

大阪府では、河川愛護思想の普及を図るため、河川の清掃等、河川環境の美化・保全に功績のあった団体又は個人に対し感謝状を交付している。本制度

は昭和57年度から継続的に実施している歴史ある制度であり、平成22年の大阪・川の日制定以降、大阪・川の日取組みの一環として実施している。

河川愛護功績者表彰の対象者は、大阪府内各土木事務所及び治水事務所から本庁に対して推薦される。推薦された団体又は個人の中から、河川愛護への功績等を考慮のうえ、当該年度の河川愛護功績者を決定する。

功績者は、毎年7月7日の大阪・川の日に実施する表彰式に招待し、河川愛護功績者感謝状を交付している。

(2) 感謝状交付先について

平成28年度の感謝状交付団体は下記のとおりである。

平成28年度河川愛護功績者感謝状交付先
「チューリップアート in 摂津」実行委員会
夢をひらくせつつ市民の会
住友ゴム工業株式会社 泉大津工場
大阪アドプト・リバー・天神浜

【図3-1】平成28年度河川愛護功績者感謝状交付先一覧

近年の感謝状交付先の特徴としては、大阪アドプト・リバー・プログラムの登録団体が多いことが挙げられる。

大阪アドプト・リバー・プログラムとは、府民の皆様とともに地域に愛され大切にされる川づくりを目指し、地元市の協力のもと、平成13年7月からスタートした制度である。

当該プログラムは、地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行ってもらい、河川管理者（各土木事務所など）、参加される団体、

及び地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものである。

地域の団体等に行ってもらう活動は、主に河川の清掃活動であるが、中には堤防や河川敷への花栽培などの活動を実施してもらっている例もある。

現在大阪府内では、アドプト・リバー・プログラムとして201箇所が認定されており、40737人の方々が活動に参加している。

アドプト・リバー・プログラム以外にも、アドプト・ロード・プログラム（道路）、アドプト・シーサイド・プログラム（港湾・海岸）を別途展開しており、大阪府はアドプト活動の発展に積極的に取り組んでいる。

そのため、感謝状交付先として近年アドプト・リバー・プログラム登録団体が増加している。



【図3-2】アドプト・リバー・プログラムの事例
～河川清掃の様子（恩智川クリーンUP）～



【図3-3】アドプト・リバー・プログラムの事例
～花の手入れの様子（アドプト・リバー・芥川）～

4 「大阪・川の日写真コンクール」について

（1）写真コンクールの概要

「大阪・川の日写真コンクール」とは、大阪府内の河川を撮影した写真を広く一般から募集するものである。審査員による審査の結果、特に優れた応募作品に対しては、大阪府知事賞、大阪府都市整備部長賞等の各種賞を授与している。受賞者に対しては、毎年7月7日に川の駅「はちけんや」（大阪市中央区北浜東1-2）にて実施する表彰式において賞状を授与するとともに、当日表彰式の会場に受賞作品を

展示している。【図4-1】

また、西大阪治水事務所内に平成21年に開館した「津波・高潮ステーション」（大阪市西区江之子島2-1-64）において、受賞作品を含め原則として応募作品全てを河川愛護月間中展示している。

第7回大阪 川の日写真コンクール+	
応募期間	平成28年7月2日（水）～平成28年7月31日（日）まで（応募）が終了した時点で募集は終了です。
応募基準	①大阪府内の河川で撮影した作品に限ります ②カラープリントしたものでサイズは縦横又は横縦いずれでも構いません ③過去1年以内に応募者本人が撮影したもので未発表のものに限り、同一人3枚まで応募できます ④応募したい作品が盗撮ではありません ⑤なお、入賞作品・入賞者名簿は本コンクールの広報活動としてホームページ、配布物などで発表することがあります。
応募方法	作品の裏に次の事項を記入したメモを貼り、下記の受付先まで下取りし、 ①住所（郵便先は学校名）の連絡先電話番号 必ず記載 〒540-8187 大阪府中央区北浜東1-2-2 大阪府都市整備部河川部河川環境管理グループまで送付してください。
賞	大阪府知事賞 1名 賞状 大阪府都市整備部長賞 1名 賞状 企業賞 数名 賞状 女子の活躍賞 数名 賞状 各賞状のほかには応募者の様子を添えています。
表彰式	毎年7月7日（木） 川の駅「はちけんや」（大阪市中央区北浜東1-2）
展示場所	西大阪治水事務所内 津波・高潮ステーション（大阪市西区江之子島2-1-64）
問い合わせ先	平成28年7月2日（水）～平成28年7月31日（日）
問い合わせ先	大阪府 都市整備部 河川部 河川環境管理 管理グループ TEL 06-6941-0351（内線）2657、2839 E-mail: kawaen-g2@bso.pref.osaka.lg.jp

【図4-1】 第7回大阪・川の日写真コンクールチラシ

（2）作品募集の広報活動について

応募作品の募集は、主に大阪府ホームページへ大阪・川の日写真コンクール募集の旨を掲載することで行っている。募集期間は例年5月初旬から6月初旬までとしている。

大阪府ホームページへの掲載以外の広報活動としては、大阪府内各市町村、各土木事務所及び大阪府内各府立学校へ写真コンクール実施の周知をお願いするとともに、それぞれの配布物コーナーへ募集パンフレットの設置を依頼している。

特に効果的な広報活動は、大阪府内府立学校への周知である。いくつかの府立学校には、生徒の課外活動として写真部が存在する。写真部の顧問の先生を通じて写真部員の生徒へ写真コンクール実施の情報が届いた場合、応募数が飛躍的に増加する傾向にある。実際に平成28年は、府立学校の写真部生徒からの作品応募が急増し、応募作品数の増加に貢献した。

（3）応募作品の審査について

応募作品の審査は、写真家2名、NPO法人事務局長、大阪府職員数人にて、例年6月中旬頃に実施している。

審査にあたっては、本写真コンクールの趣旨を踏まえ、写真の技術的優劣のみではなく、アピール度、芸術度、題材性、努力度等を総合的に勘案して行っ

ている。

平成28年の賞としては、大阪府知事賞、都市整備部長賞、優秀賞（笑働 OSAKA 賞）、優秀賞（水都大阪賞）、優秀賞（河川協会賞）を設けた。各賞の受賞作品は各賞1作品である。

「水都大阪」とは、大阪府が「水の都大阪」を取り戻すべく、水辺の生活を活気ある賑やかな場へと再生するためのスローガンである。水都大阪のアピールの意味合いもあり、平成27年より水都大阪賞を設けている。水都大阪賞を設けた結果、審査の際には、水都大阪推進所管課職員が審査員として参加している。

上記賞以外に、平成28年においては、優秀作品に選出されなかった作品のうち、優秀作品に準じて優れていると認められる作品、もしくは河川への愛着が感じられる作品数点を佳作作品として選出した。これは前述したとおり、平成28年は府立高校の写真部に所属する生徒作品の応募が急増したため、佳作として学生賞を設け、合計7点を学生賞に選出したものである。

（4）受賞作品について

平成28年の受賞作品は、以下の【図4-2～4-6】のとおりである。

上述したとおり、これら5作品以外にも7点の学生賞受賞作品がある。

なお、第7回大阪府知事賞は、府立高校写真部の学生の作品である。

平成28年の応募作品は合計108点あり、受賞作品以外にも別途多数の応募作品が存在する。



【図4-4】第7回笑働 OSAKA 賞



【図4-5】第7回水都大阪賞



【図4-2】第7回大阪府知事賞



【図4-6】第7回河川協会賞



【図4-3】第7回大阪府都市整備部長賞

（5）表彰式について

受賞者に対しては、受賞の旨を連絡するとともに、7月7日に実施する表彰式への出席を併せて案内している。

表彰式は、川の駅「はちけんや」（大阪府中央区北浜東1-2）において実施している。【図4-7】

大阪が「天下の台所」と呼ばれていた江戸時代、淀川舟運の港であり、熊野街道の起点でもあった所が「八軒家浜」である。その場所に、平成21年8月1日に水の都大阪再生の拠点となる賑わい施設としてオープンしたのが川の駅「はちけんや」である。



【図4-7】川の駅「はちけんや」

表彰式は後述する「河川愛護功績者表彰」と同時に実施している。

なお、表彰式当日は、平成OSAKA天の川伝説という民間団体主催のイベントが開催されている。当該イベントは、LEDを光源とする光の球『いのり星』を一斉に川面に流し、大川を“天の川”にするイベントである。



【図4-8】表彰式の様子

5 大阪・川の日今後の取組みについて～大阪・川の日写真コンクールを中心に～

(1) 大阪・川の日今後の取組み

平成22年度から実施している大阪・川の日は、今年度8年目を迎える。同時に第8回目を迎える大

阪・川の日写真コンクールについて、将来への課題が徐々に見えてきた。

ここでは大阪・川の日写真コンクールの更なる普及・啓発のため、大阪・川の日写真コンクールの今後の取組みに対する考察を試みたい。

(2) 応募作品の展示拡大について

既に述べたとおり、応募作品については、西大阪治水事務所内に平成21年に開館した「津波・高潮ステーション」(大阪市西区江之子島2-1-64)において、受賞作品を含め原則として応募作品全てを河川愛護月間中(約20日間)展示している。



【図5-1】津波・高潮ステーション



【図5-2】平成28年度展示風景

津波・高潮ステーションは、津波や高潮が発生したときの西大阪地域の防災拠点および津波・高潮災害に関する啓発拠点となる施設であり、児童生徒の社会見学としての利用をはじめ、毎日多くの見学者に利用されているため、当該施設への写真展示は府民の目に触れる機会も多い。

しかし、津波・高潮ステーションに約20日間展示するだけでは、応募作品の有効活用の観点からは十分とは言えない。そこで現在、新たな展示場所を模索しており、具体的には府民センターや府内各市町村の1階ロビーに位置する展示スペースの活用を検討している。

新たな展示スペースへ河川愛護月間期間内に写真展示を行うことは困難である。しかし、河川愛護月間期間外でもあっても、府内河川の写真が広く一般の府民の目に触れ、河川に親しみを抱いていただけると言えるであろう。

(3) 応募作品の有効活用について

応募作品の展示拡大以外にも応募作品を有効活用できないかとの懸念は以前からあった。

現在河川室の倉庫には、過去数年分の大阪・川の日写真コンクールの応募作品が保管されており、これらを河川愛護の啓発活動等に有効活用できないかの検討を開始している。



【図5-3】倉庫に保管された過去の応募作品

既に第7回写真コンクールから、入賞作品を広報活動としてホームページ等で使用することがある旨を募集チラシで告知しており、本年度第8回写真コンクールの募集チラシには、「入賞作品・入賞者名等は本コンクール又は河川愛護の活動としてホームページ、配布物品等で使用することがあります」と記載している。

具体的にどのように応募作品を有効活用するかは現在検討中である。すぐにでも実行可能なプランとしては、入賞以外の作品についても、応募作品として大阪・川の日ホームページに掲載することが考えられる。しかし、これだけでは啓発効果は低く、応募作品の有効活用としては不十分である。

そこで応募作品の撮影場所を地図上にマッピングし、府内各河川の紹介に使用するなど、いくつかの有効活用の方策を検討しているが、どの案にも課題が多く実現には至っていない。

しかしながら、今後も応募作品の有効活用の検討及び実施には継続的に取り組んでいくつもりである。

(4) 更なる作品募集の広報活動の展開について

毎年コンスタントに応募作品数を確保するためには、作品募集の広報活動にも一層力を入れる必要がある。大阪・川の日写真コンクールの趣旨を考えれば、児童生徒の応募作品数が増加するような広報活動を展開すべきであると考えられる。

そのためには、前述した文書による大阪府内府立学校への周知のみならず、直接各府立学校の写真部顧問の先生に対し営業活動に訪れるなどが効果的だと思われる。

また、府立学校のみならず、大阪府内私立学校への広報活動の拡大も今後の課題である。



【図5-4】全国高等学校写真選手権大会「写真甲子園」の公式サイト

(5) 他のイベントとの連携について

大阪・川の日当日は、表彰式会場の周辺において、平成OSAKA天の川伝説という民間団体主催のイベントが開催されていることは既に述べた。それ以外にも、河川愛護月間及びその前後の期間には、官民間問わず様々な河川啓発の為のイベントが開催されている。

これは大阪・川の日写真コンクールのみではなく、大阪・川の日全体の課題であるが、これら他のイベントとの協働も、今後検討していくべき課題であると考えている。

6 終わりに

「大阪・川の日」イベントは、「大阪・川の日」と定めた7月7日に、「河川愛護功績者表彰式」と「大阪・川の日写真コンクール表彰式」を併せて開催することにより、河川愛護啓発の相乗効果を期待して企画したものである。

平成29年7月7日をもって、大阪・川の日は8周年を迎える。本論文を作成している現在は、第8回大阪・川の日写真コンクールの作品募集期間であり、毎日のように募集作品が大阪府へ郵送されてきている。

今年度も大阪・川の日である7月7日に本イベントを実施するが、来年度以降も大阪・川の日の取組みを継続発展させ、府民への更なる河川愛護の精神の啓発に努めていきたい。